

令和元年

第1回市議会臨時会 議案第1号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年5月21日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和25年函館市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第26条の6第1項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第8条第1項中「によつて」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事または市町村もしくは特別区の長（次項および第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項および第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第8条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の函館市税条例（以下「新条例」という。）第26条の6ならびに附則第7条の4および第8条の2の規定は，令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，令和元年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

2 新条例第26条の6第1項および附則第8条の2の規定の適用については，令和2年度分の個人の市民税に限り，次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は，それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第26条の6 第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または同条第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第8条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金または法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付または函館市税条例の一部を改正する条例（令和元年函館市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の函館市税条例附則第8条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第8条第1項から第3項までの規定は，市民税の所得割の納税義務者がこの条例の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金

について適用し，市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については，なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴う個人の市民税に係る寄附金税額控除に関する規定の整備等をするため